

国民年金保険料の納付が困難な方へ

国民年金保険料の免除・納付猶予申請が可能です！

国民年金保険料の免除・納付猶予制度について

●保険料を納めることが困難な場合

ご本人からの申請によって、保険料の納付猶予または全額、もしくは一部（4分の1、半額、4分の3）が免除になる制度があります。

メリット1

免除の割合に応じて、一定の年金額が保障されます！

例えば、全額免除の期間は、保険料を納めなくても、年金額が2分の1保障されます。（免除の手続きを行わず未納の場合は保障されません。）

※ 納付猶予は年金の受給資格期間には含まれますが、年金額には計算されません。

メリット2

万が一の際にも保障を確保！

病気や事故で障害が残ったときの障害年金や、一家の働き手が亡くなったときの遺族年金を受け取ることができます。

退職（失業等）により納付が困難な方は、特例免除を申請できます！

対象となる方	申請者本人、世帯主または配偶者のいずれかが退職（失業等）された方 ※ 退職（失業等）された方の前年の所得をゼロとして審査します。
保険料の納付が免除される期間	失業等のあった月の前月から翌々年6月まで ※ 免除等申請ができる期間 ・過去期間……申請書が受理された月から2年1か月前（すでに保険料が納付済の月を除く）まで。 ・将来期間……翌年6月（1月～6月に申請したときは、その年の6月）分まで。 ただし、1枚の申請書で申請できるのは、7月から翌年の6月までの12か月間となりますので、必要に応じて年度ごとに申請書を提出してください。

※ 複数年度分の申請を希望される場合は、同時に申請ができますが、申請書は申請する年度ごとに1枚必要となりますのでご注意ください。

手続きについて

●申請書による申請

- 1 申請書の記入
「国民年金保険料免除・納付猶予申請書」に必要事項を記入してください。
- 2 申請書を提出
次のいずれかに提出してください。郵送でも手続きできます。
 - ・お住まいの市（区）役所または町村役場の国民年金担当窓口
 - ・お近くの年金事務所

退職（失業等）により納付が困難な方は、次の書類を添付してください。

失業した事実が確認できる証明書類の写し（雇用保険受給資格者証、雇用保険受給資格通知、雇用保険被保険者）
（離職票や雇用保険被保険者資格喪失確認通知書など）

なお、過去に同一の失業等の理由により免除等を申請し、失業した事実が確認できる証明書類を添付等したことがある場合は、あらためて添付等する必要はありません。

※ 「国民年金保険料免除・納付猶予申請書」は市（区）役所または町村役場の国民年金窓口や年金事務所、日本年金機構ホームページで入手できます。

●提出期限

すみやかに提出してください。（申請が遅れても最大2年1か月前までさかのぼって申請できます。ただし、申請が遅れると万が一の際に障害年金などを受け取ることができなくなる場合があります。）

マイナポータルを利用した電子申請でいつでも免除等が申請できます！

メリット1

24時間365日、どこからでも申請ができます！

メリット2

スマートフォンから申請できます！

メリット3

処理状況も申請結果もスマートフォンで確認できます！



- マイナンバーカードと、その受け取り時に設定したパスワードをご用意いただき、マイナポータルの利用者登録をしてください。
- 利用者登録が完了すると、申請手続きができます。

●申請方法【電子申請の場合、紙の申請書の記入が不要となります。】

- 1 マイナンバーカードをご準備いただき、マイナポータルへアクセスしてください。
- 2 マイナポータルのトップ画面の「年金」を選択し、「国民年金保険料の免除」から希望する手続きを選択してください。
- 3 案内に従い必要事項を入力して申請を行ってください。
退職（失業等）により納付が困難な方は、「申請書による申請」の2に掲げる書類の画像をアップロードしてください。

手続きおよび申請方法はこちらから

マイナポータル 検索

<https://myna.go.jp>



電子申請の概要は日本年金機構ホームページをご覧ください。

国民年金 電子申請 検索

https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/denshi_kokunen.html



免除された保険料を後から納めることはできますか？

免除された保険料は、10年以内であれば、後から納めること（追納）ができます。

免除された期間があると、保険料を全額納付したときに比べ、将来受け取る年金額が少なくなります。追納すると、保険料を全額納付したときと同じになります。

- ・老齢基礎年金を受け取っている方は追納できません。
- ・追納を行う場合は、お申し込みが必要です。詳しくは、年金事務所にご相談ください。
- ・免除の承認を受けた期間の翌年度から数えて3年度目以降に追納をする場合は、当時の保険料額に一定額が加算されます。

産前産後期間は国民年金保険料の納付は不要です！

■届出により、出産予定日（または出産日）が属する月の前月から4か月間は、保険料が免除になります。

免除された期間も保険料を納付したものと、将来の老齢基礎年金の年金額に反映されます。

※出産には妊娠85日以上の死産、流産、早産を含み、多胎の場合は免除期間が長くなります。

■すでに免除手続きや納付をしても届出ができますので、必ず市（区）役所または町村役場の国民年金窓口へ届出してください。また、マイナポータルを利用した電子申請を行うことができます。（保険料を納付されている場合は後日お返しします。）

「免除」、「追納」および「産前産後免除」に関する詳しい内容は、日本年金機構ホームページをご覧ください。

日本年金機構ホームページ <https://www.nenkin.go.jp/>

日本年金機構

検索



日本年金機構
Japan Pension Service